



65歳以上の市民
の皆さんへ

高齢者の公共施設無料利用制度

65歳以上の市民は、市の公共施設を無料で使用できます。対象の施設は市内にある41施設です（下表参照）。ぜひご利用ください。

【使用時に持参するもの】

○保険証や免許証など、年齢や住所を確認できるもの（コピーでも可）を持参し、施設の窓口に掲示を。窓口で対象者かどうかを確認し、無料とします。

【年齢・住所を証明するものを持参しないと…】

入館・入園と同時に使用料などを支払う必要がある

施設では、原則として有料となりますのでご注意ください。

【団体での使用】

交流センターなどの有料の部屋を、65歳以上の市民と65歳未満の市民・市外の人と一緒に使用する場合は、65歳以上の市民が半数以上であれば無料となります（一部対象とならない部屋あり）。

■問い合わせ先 介護福祉課（☎40・7114）

※各施設の詳細については、それぞれの施設に直接お問い合わせください。

65歳以上の市民の使用料無料対象施設一覧		
施設名	住所	電話番号
宮川交流センター	堅田2丁目	36・2611
清水交流センター	大開2丁目	87・6611
ワークトーク弘前	清野袋3丁目	38・3711
サンライフ弘前	豊田1丁目	27・2811
千年交流センター	原ヶ平5丁目	87・5519
町田地区ふれあいセンター	町田1丁目	32・8980
三省地区交流センター	三世寺字鳴瀬	95・3760
北辰学区高杉ふれあいセンター	独狐字山辺	95・3601
裾野地区体育文化交流センター	十面沢字轡	99・7072
新和地区体育文化交流センター	種市字木幡	72・0055
鷹ヶ丘老人福祉センター	西茂森1丁目	32・7260
老人福祉センター祥風園	石川字大仏	92・3510
老人福祉センター瑞風園	高杉字神原	95・3535
城西老人福祉センター	城西4丁目	38・0858
石川東老人福祉センター	薬師堂字熊本	92・4181
生きがいセンター	南袋町	38・0848
※1 弘前城（本丸、北の郭）	下白銀町	33・8739
弘前城植物園	下白銀町	33・8733
藤田記念庭園	上白銀町	37・5525
中央公民館（プラネタリウム）	下白銀町	33・6561
郷土文学館	下白銀町	37・5505
博物館	下白銀町	35・0700
克雪トレーニングセンター（トレーニング室）	豊田2丁目	27・3274
運動公園陸上競技場	豊田2丁目	27・6411

施設名	住所	電話番号
高長根レクリエーションの森ファミリースキー場（ロープトウ）	高杉字神原	97・2627
弥生いこいの広場（動物広場）	百沢字東岩木山	96・2117
※2 岩木山百沢スキー場リフト	百沢字東岩木山	83・2224
第二市民プール	中野3丁目	37・5508 体育協会
第三市民プール	八幡町3丁目	
城北ファミリープール	八幡町1丁目	36・2515 市民体育館
弓道場	笹森町	
市民体育館（競技場・フィットネスルーム）	五十石町	
笹森記念体育館（武道場、競技場、トレーニング室）	下白銀町	37・5508
河西体育センター（アリーナ、多目的広場、プール）	石渡1丁目	38・3200
温水プール石川（プール、多目的広場）	小金崎字村元	49・7081
南富田町体育センター（体育室）	南富田町	34・6122
金属町体育センター（体育室）	金属町	87・2482
弘前B&G海洋センター（競技場、武道場、芝生広場）	八幡町1丁目	33・4545
岩木川市民ゴルフ場	清野袋	36・7855
岩木B&G海洋センター（体育館、トレーニングルーム、プール、運動広場、多目的広場）	兼平字猿沢	82・5700
岩木山総合公園（体育館・トレーニング室）	百沢字裾野	83・2311

※1 弘前城は4月23日～5月5日の期間は無料となりません。
※2 岩木山百沢スキー場リフトは利用料が減額となります。

匠の技を伝え続け
ていくために

弘前マイスターを募集します

市では、地域産業を支える優れた技能・技術の継承と人材育成を目的に「弘前マイスター制度」を制定しています。サービス業、製造業、建設業・農林漁業といったさまざまな分野を対象として、その産業を長年支え、特に優れた技能・技術を有する人の応募をお待ちしています。なお、他薦にてご応募ください。

▽応募資格 市内に5年以上在住、または在勤する現

役の技能・技術者で、対象職業に20年以上の従事経験を有する卓越した技能・技術者

▽募集期間 11月13日（金）まで

※制度の概要および認定申込書は、市のホームページからダウンロードできます。

■問い合わせ先 商工政策課物産振興室（☎35・1135）

内容を確認の上、
ご利用ください

重度医療の受給者証 （決定通知書）が新しくなります

弘前市重度心身障害者医療費受給者証、弘前市重度心身障害者医療費受給者決定通知書が10月1日から更新されます。対象者には新たな受給者証または決定通知書を送付しましたので、内容を確認し、利用の際は、裏面に記載された注意事項を必ず読んでください。※前年度に続き、要件を満たさない人には通知書を送付しません。

【受給者証～国民健康保険加入者に送付～】

▽利用方法 医療機関を受診する際に、健康保険証と一緒に提示すると、窓口で支払う医療費が軽減されます。

※県外の医療機関を受診する場合や、受給者証を提示しなかった場合は下記償還払いの手続きが必要です。

【決定通知書～社会保険、後期高齢者医療制度加入者に送付～】

▽利用方法 償還払いとなりますので、医療機関で医療費を支払った後、医療費の領収書と印鑑を持参し、福祉政策課（市役所1階、窓口159）に申請してください。後日、本人名義の口座に助成額を振り込みます。申請できる期間は、診療月の翌月から2年以内となりますのでご注意ください。

不明な点などは
問い合わせを

「認知症かな？」と思ったら、まずは相談を

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態を指します。認知症を引き起こす病気のうち、最も一般的なのは、脳の神経細胞がゆっくり死んで脳が委縮する変性疾患と呼ばれる病気で、アルツハイマー病、前頭側頭型認知症、レビー小体型認知症などがあります。

続いて多いのが、脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などのために、神経の細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり、その結果その部分の神経細胞が死んだり、神経のネットワークが壊れてしまう脳血管性認知症です。

認知症を疑うような行動や体調の変化に気付いたら、かかりつけ医や認知症疾患医療センターなどの専門の医療機関を受診しましょう。

弘前愛成会病院認知症疾患医療センターでは、「①認知症に関する相談対応」「②認知症の早期診断・鑑別」「③認知症やその合併症の治療」「④認知症に関する研修」を行っています。受診の相談はもちろん、認

【重度医療とは？】

弘前市重度心身障害者医療費助成制度（通称「重度医療」）では、重度の障がい者が健康保険証を使って医療機関を受診した場合、入院・外来を問わず医療費を助成します。

▽対象 障害者手帳取得時または、障害等級変更時に65歳未満の人（平成16年9月30日以前に手帳を取得している場合は、それ以前に重度医療の資格を有する人）で、次の①～③のいずれかに該当する人

- ①身体障害者手帳1、2級および内部障害3級（免疫機能障害・肝臓機能障害を除く）
- ②愛護手帳（療育手帳）A
- ③精神障害者保健福祉手帳1級

▽支給の制限 上記対象者であっても、所得や保険の種類によって制限があります。次の場合は医療費が助成されません。

①一定所得以上の人、または65歳以上の人で市民税課税世帯に属する人／②65歳以上で後期高齢者医療制度未加入の人

■問い合わせ先 福祉政策課医療助成係（☎40・7036）

知症に関する心配事などの相談にも無料で対応しています。また、認知症の介護に関する相談は、介護福祉課や各地区の地域包括支援センターで行っていますので、気軽にご利用ください。

市では、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」を養成しています。認知症サポーター養成講座を希望する市内在住の10人以上のグループや事業所に、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを無料で派遣します。

■問い合わせ先 認知症サポーター養成講座および認知症に関する相談、各地区の地域包括支援センターの連絡先について…介護福祉課地域支援係（☎40・7072）／弘前愛成会病院認知症疾患医療センターの相談について…弘前愛成会病院認知症疾患医療センター（☎フリーダイヤル0120・085・255、☎兼ファクス35・6464、受付時間は平日の午前9時～午後5時〈年末年始を除く〉）